

千葉県報

号外
令和7年6月27日

主要目次

選挙管理委員会告示

- 参議院千葉県選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録の基準日
一
- 参議院千葉県選出議員選挙における公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日
一

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第三十号

令和七年七月二十日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により行う選挙人名簿の登録の基準日を次のとおり定めた。

令和七年六月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

基準日 令和七年七月二日。ただし、年齢の算定については、令和七年七月二十日とする。

千葉県選挙管理委員会告示第三十一号

令和七年七月二十日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二の規定により設置されたポスター掲示場に公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日は、令和七年七月三日である。

令和七年六月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八